

市有物件売却のご案内

(先着順)

2026年1月27日(火) 受付開始



町田市

目 次

1. 一般競争入札の概要
一般競争入札による市有物件売却の流れ・・・・・・・・・・ P 3
2. 物件案内
物件調書、案内図、測量図、最低売却価格・・・・・・・・ P 4
3. 申込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
4. 提出書式 様式集
・一般競争入札参加申込書兼受付書（様式①）・・・・・・ P 13
・誓約書（様式②）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
5. 参考資料
・土地売買契約書（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17
・関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・ P 23

■ お問い合わせ先は本書の巻末です。

1. 先着順による市有物件売却の流れ（概略）

（詳細は本文「3 申込み（P 9～）」を参照願います）

【1】受付

2026年1月27日（火）～2026年3月26日（木）

※申込みは窓口受付のみです。

※先着順受付のため、申込みがあり次第終了となります。

【2】契約

申込み後、1～2週間程度で通知文を送付します。

通知文が届きましたら、お電話ください。

（来庁日（契約日）を打合せさせていただきます。）

【3】所有権移転登記

土地売買代金全額納付確認後、市で手続きします。

【4】「登記識別情報通知書」を郵送。

市で受け取り後、契約者様宛に郵送します。

以上で全ての手続き完了です。

2. 物件案内

市有物件売却のご案内・契約書（案）の内容、現況及び利用制限等を確認の上、お申込みください。また、物件の引渡しは現状有姿で行いますので、必ず現地をご確認ください。

物件調書

物件の表示	所在・地番	東京都町田市図師町 1323 番 4			
	登記簿地積	294 m ²	登記地目	山林	形状 袋地
道路幅員及び 接面状況等		建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路に北側で接面しています。			
法令等に基づく制限	区域区分	市街化区域	日影規制	3H、2H、1.5M	
	用途地域	第一種低層住居専用地域	特別用途地区	指定なし	
	指定建蔽率	40%	指定容積率	80%	
	高度地区	第一種高度地区	防火準防火地域	指定なし（建築基準法第 22 条による）	
	その他の制限	宅地造成等工事規制区域（盛土規制法） 宅地造成工事規制区域（旧宅地造成等規制法） 景観計画区域（景観形成ゾーン「住まい共生ゾーン」） 外壁後退距離：1m 敷地面積の最低限度：120 m ² 高さ制限：10m			
※上記詳細は、土地利用調整課（TEL. 042-724-4256）及び建築開発審査課（TEL. 042-724-4395（開発審査係）・042-724-4413（建築審査係））へお問合せください。					
私道の負担等に関する事項	負担等の有無	不明	負担等の内容	不明	
供給処理施設の状況	施設の種類の種類	引込状況	事業所等		連絡先
	電 気	不明	東京電力エナジーパートナー(株) 多摩カスタマーセンター		0120-995-661
	上 水 道	不明	東京都水道局町田サービスステーション		0570-091-101
	下 水 道	不明	町田市下水道部下水道管理課		042-724-4328
	都市ガス	不明	東京ガス(株)お客様センター		0570-002-211
①供給処理施設の引込についての詳細は、各供給処理事業者へお問合せください。 ②各供給処理施設については、供給能力等の関係で買主が希望する開発計画・建築計画等の実現が出来ない可能性があります。入札に関しては、各供給処理事業者に、希望する開発計画・建築計画等の可否を必ずご確認ください。					
位 置	神奈川中央交通「馬駈」バス停から約 600m				

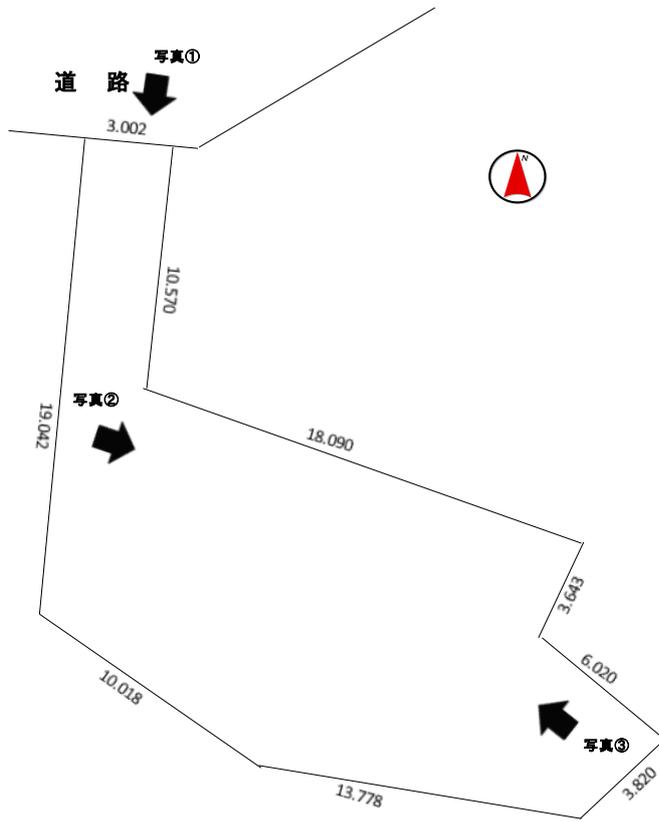
交 通	神奈川中央交通「馬駟」バス停から徒歩約10分。
公共機関等	市 役 所 当該土地から約800mに忠生市民センターがあります。
	学 校 当該土地から約1,000mに町田市立図師小学校があります。 当該土地から約650m（道路距離）町田市立忠生中学校があります
	消 防 署 当該土地から約550mに町田消防署忠生出張所があります。
	郵 便 局 当該土地から約400mに忠生郵便局があります。
	店 舗 当該土地から約1,300mにスーパーマーケットがあります。
その他	①境界標の設置状況等が地積測量図と異なる場合（移動、破損、焼失）は「現状渡し」となります。
	②当該土地の地下埋設物及び地盤、土壌汚染その他の調査は行っておりません。隠れた瑕疵があった場合は、買主の負担となります。
	③敷地内に東京電力の支線が1条あります。撤去を希望する場合には設置事業者と協議を要します。

売却価格	¥8,360,000-
------	-------------

案 内 図



この地図は、2022 町田市共通地形図を使用して作成したものです。



写真①

写真②



写真③



3. 申込み

次に掲げる事項を確認・承諾の上、お申込みください。
なお、諸般の事情により売却を中止する可能性もありますので、予めご了承下さい。

1 対象物件

対象物件は1件です。

本案内書4ページ以降の『物件調書』をご参照ください。

2 申込資格

①個人及び法人のみです。

※ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者）は申込みできません。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員は申込みできません。

②共有で所有権登記を希望される場合は、共有予定者全員連名でのお申込みとなります。

3 手続き

① 現地確認

・申込み前に現地を確認してください（現地に看板があります）。

なお、現地に専用駐車場はございませんのでご注意ください。

入口フェンスは施錠していますので、現地確認前に市民部市民協働推進課（町田市庁舎2階201窓口 電話042-724-4358）から鍵を借用してください。

・現地未確認であっても申込み可能ですが、現地状態を全て承知しているものとみなします。

② 申込方法

申込方法	・窓口申込みのみ（郵送申込み不可）
申込期間	【申込受付】 2026年1月27日（火）～2026年3月26日（木） 午前8時30分～午後5時まで （平日のみ受付。土・日・祝日は受付不可）
受付場所	〒194-8520 東京都町田市森野二丁目2番22号 町田市庁舎5階 504窓口 財務部市有財産活用課財産活用係

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・市有物件買受申込書（本案内書 様式 ①） ・誓約書（本案内書 様式 ②）
-------------	--

③ 契 約

申込み後、1～2週間後に市役所から通知を送付いたします。通知が届きましたら市有財産活用課までお電話ください。契約は通知が届いてから10日以内（営業日）となります。電話にて契約のための来庁日を相談します。なお、契約時の受付時間は午前9時から午後3時30分です。（銀行窓口開設時間の都合）。

契約日当日、通知文に記載されている契約保証金（現金）をご持参ください。

5階・市有財産活用課でお渡しする納入通知書にて、市役所1回指定金融機関（銀行）窓口にて契約保証金をお支払いください。

契約保証金の納付を確認後、契約締結となります。

■契約時に必要なもの

- ① 法人の方 代表者事項証明書（3ヶ月以内に登記所で発行されたもの）
個人の方 住民票（3ヶ月以内に発行。所有者となる人が記載されたもの）
- ② 印鑑証明書
- ③ 実印
- ④ 契約書用収入印紙
- ⑤ 契約保証金（¥836,000（落札額の100分の10）以上の現金）

※売買契約書に使用する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税は、契約者の負担となります。収入印紙、登録免許税等の額については、通知文に記載します。

■所有権の移転及びその他の費用 等

- 残金の支払い後に必要なもの
- ① 契約残金支払いの領収書
 - ② 登録免許税分の収入印紙または納付書

1 契約時に発行する納入通知書にて、30日以内（土・日・祝日等を含む）に契約残金をお支払いください。

領収書の確認後、町田市が嘱託登記にて所有権移転の手続きをします。登録免許税と一緒に原本を市役所までお持ちください。

「登記識別情報通知書」が発行され次第、町田市が法務局に取りに行き、その後、契約者へ郵送します。

- 2 所有権は、売買代金全額の支払確認後に移転し、同時に引渡しがあったものとしします。なお、物件は現状のままの引渡しとなります。草、樹木（根っこ含む）、コンクリートガラ等、電柱等、地中管、地中埋設物、玉垣など、全てそのままの状態です。移設・撤去の必要がある場合は、契約者の自己負担となります。
- 3 本物件については、地下埋蔵物及び地盤調査を実施していません。
- 4 契約者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。申込み、契約、登記は全て同一名義人となります。
- 5 今後、不動産取得税及び固定資産税等が課税されます。

4 契約上の主な特約

売買契約には、次の特約を付します。

なお、第三者に所有権を移転し、または、権利を設定する場合（抵当権を除きます）、この契約上の特約を書面により承継させ、当該第三者に対して、その義務を履行させなければなりません。

■用途の制限

契約締結の日から起算して5年を経過する日までの期間は、以下の用途に供することを禁止します。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これに類する業
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はこれに類するもの
- ③ 上記①または②の用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、またはこの物件を第三者に貸すこと

■実地調査等

上記「用途の制限」の特約の履行状況を確認するため、町田市は随時、土地の利用状況について実地調査を行います。なお、実地調査等の際には買受者に協力していただきます。

■違約金の徴収

上記「用途の制限」の特約に違反した場合、買受者は売買代金の100分の30に相当する額を違約金として、町田市に支払うことになります。

空ページ

4. 提出書式

様式①

市有物件買受申込書

町田市長 様

町田市市有物件の売却について、「市有物件売却のご案内」を確認し、承諾いたしましたので、次のとおり買受の申込みいたします。

年 月 日

1 申込人 住所 〒 _____

氏名 _____ TEL _____ ※平日の日中に連絡のとれる
電話番号をご記入ください。

担当者 _____ ※ 法人の場合、入札を担当される方の
氏名をご記入ください。

連名者 住所 〒 _____

氏名 _____ TEL _____

連名者 住所 〒 _____

氏名 _____ TEL _____

※ 連名者が4名以上いる場合、白紙等の別紙に住所・氏名・電話番号を記入の上、本書と合わせてご提出ください。

2 買受申込物件

所在地	町田市図師町1323番4
-----	--------------

【申込みに当たって提出する書類】

・本書…1通 ・誓約書…1通(ご記入・押印の上、お申込みください。)

市有財産活用課受付印
*

空ページ

誓 約 書

私は、先着順による市有物件買受にあたり、下記の事項について誓約いたします。

記

- 1 成年被後見人又は被保佐人ではありません。
- 2 破産者で復権を得ない者ではありません。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 4 3に掲げる者から委託を受けた者及び関係団体ではありません。
- 5 申込みに際し、「市有物件売却のご案内」、物件の法令上の規制等、全てを承知の上、参加いたします。後日、これらの事柄について、町田市に対し、一切の異議及び苦情を申し立てません。
- 6 この誓約した内容に虚偽があった場合、町田市が契約の取消、無効、契約解除を行っても、町田市に対し、一切の異議及び苦情を申し立てません。

年 月 日

町 田 市 長 様

住 所

氏 名

Ⓔ

連名者 住 所

氏 名

Ⓔ

連名者 住 所

氏 名

Ⓔ

※印鑑登録されている印鑑で押印ください。

※連名者が4名以上いる場合は複写して、ご提出ください。

空ページ

土地売買契約書（案）

売主 東京都町田市を甲とし、買主《契約者》を乙とし、甲乙間において次の条項により、土地売買契約（以下「この契約」という。）を締結する。

（売買物件及び売買価格）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、金8,360,000円をもって、乙に売り渡す。

所 在 ・ 地 番	地 目	登 記 簿 地 積
東京都町田市図師町字七号1323番4	山林	294㎡

（売買対象面積）

第2条 甲及び乙は、この土地の対象面積を前条の294㎡とし、実測面積との間に差異が生じた場合、互いに異議を申し立てないとともに、売買代金の増減を請求しないものとする。

（代金の支払い）

第3条 乙は、第1条の代金を、この契約の締結日から30日以内に全額、甲に支払わなければならない。

2 前項代金は、契約時に納付した契約保証金を差し引いた残りの額と合わせたものとする。

3 乙が、契約を履行しないとき又は契約を履行しないことが明らかであると認めるときは、納付済みの契約保証金については返還しない。

（延滞金）

第4条 乙は、第1条の代金をその支払期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合は除く。）を支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

（所有権の移転及び物件の引渡し）

第5条 この土地の所有権は、乙が第1条の代金（前条の延滞金がある場合は、これを含む。）の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 この土地は、前項の規定により、その所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

（所有権の移転登記）

第6条 乙は、前条第1項の規定により、この土地の所有権が移転した後、すみやかに甲に対し、所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を囑託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、本契約を締結した後において、売買物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に

適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることが出来るものとし、甲は協議に応じるものとする。

(危険負担)

第8条 この土地が、契約の締結の時から引渡しの時までにおいて、天災地変、その他甲乙いずれの責めに帰すことができない事由により滅失または毀損した場合には、甲乙はこの契約を解除することができる。ただし、修復可能な場合は費用負担、所有権の移転及び物件の引渡し時期等について、甲乙協議のうえ定めるものとする。

2 前項によりこの契約が解除された場合、甲は乙に対し、受領済みの金員を無利息にて速やかに返還する。ただし、甲乙共に、この土地の契約の費用、その他要した一切の経費等について、請求できないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、自らの責めに帰すべき事由によるものであると否とにかかわらず、催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

2 甲は、前項の解除権を行使したときは、乙が負担したこの契約の費用及びこの土地に支出した必要費、有益費、その他一切の費用を返還しない。

(損害賠償)

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないことにより、損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(用途の制限)

第11条 乙は、この契約の締結日から5年間、この土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

3 乙は、この契約の締結日から5年間、第1項、又は第2項の用に供されることを知りながら、第三者に対し所有権を移転し、又はこの土地を貸してはならない。

(禁止用途の承継義務等)

第12条 乙は、第5条に規定するこの土地の引渡しの日から5年以内に、第三者に対し、この土地の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、その残存期間について、前条に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に、前条に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

2 乙は、第5条に規定するこの土地の引渡しの日から5年以内に、第三者に対し、この土地に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、その残存期間について、前条に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対し、前条に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

3 前項における当該第三者の前条に定める義務の違反に対する責務は、乙が負わなければならない

い。

(実地調査)

第13条 甲は、第11条、又は第12条に定める特約の履行状況を確認するため、この土地の利用状況について、随時、実地調査を行うことができる。

2 乙は、正当な理由なくして前項に定める実地調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(違約金)

第14条 乙は、第11条、又は第12条に定める義務に違反したときは、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、この土地の売買代金の100分の30に相当する額とする。

(原状回復義務)

第15条 乙は、第9条により、この契約が解除されたときは、甲の指定する期日までにこの土地を原状回復し、返還しなければならない。ただし、甲がこの土地を原状回復することが適当でない認めるときはこの限りでない。

(契約等の費用)

第16条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意裁判所とする。

(疑義の決定等)

第18条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第19条 乙は、この契約を締結するにあたり、以下に記載する事項について承諾し、甲に対して、一切の異議申し立て及び訴えは行わないものとする。

- (1) 境界標の設置状況等が地積測量図と異なる場合(移動、破損、焼失)は「現状渡し」となること。
- (2) この土地の地下埋設物及び地盤、並びに土壤汚染等の調査は行っていない。隠れた瑕疵があった場合や、その他対応が必要である場合は全て乙の負担及び費用で行うこと。
- (3) 敷地内に東京電力の支線が1条ある。撤去を希望する場合には設置事業者と協議を要すること。

甲と乙とは、本書2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

2026年 月 日

東京都町田市森野二丁目2番22号

甲

東京都町田市
町田市長

乙

町田市契約における暴力団等排除措置に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

この特約の記載内容が他の契約書面と相違するときは、この特約の記載内容を優先して適用する。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 甲 町田市をいう。
- (2) 乙 町田市との契約の相手方をいう。乙が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定するもの。
- (4) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (5) 反社会的勢力 暴力団、暴力団員等、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体。
- (6) 不当要求行為等 次に掲げるものをいう。
 - ア. 暴力行為、脅迫行為又はこれらに類する行為
 - イ. 威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為
 - ウ. 正当な理由なく面会を強要する行為
 - エ. 正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - オ. アからエまでに掲げるもののほか、工事現場の秩序の維持、安全確保又は工事の実施に支障を生じさせる行為
- (7) 役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員。

(乙が反社会的勢力であった場合の甲の解除権)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除又は解約することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

第3条

- (1) 本人、役員又は使用人が反社会的勢力であるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 本人、役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、反社会的勢力に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 本人、役員又は使用人が、乙、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を

加える目的をもって、反社会的勢力の威力又は反社会的勢力を利用するなどしていると認められるとき。

(5) 本人、役員又は使用人が、反社会的勢力と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(6) 本人、役員又は使用人が、この契約の履行のために締結する契約において、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら当該契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をこの契約の履行のために締結する契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙が前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、甲は、乙に対し、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として請求することができる。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。

4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、すでに解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して違約金を支払わなければならない。

(反社会的勢力を排除するための連携)

第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に関与又は介入しようとする反社会的勢力を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

(不当要求行為等を受けた場合の措置)

第5条 乙は、この契約の履行にあたり、以下の事項を順守しなければならない。

(1) この契約に関して、不当要求行為等を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。

(2) この契約の履行のために締結する契約の相手方(以下「当該相手方」という。)が、不当要求行為等を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該相手方を指導すること。当該相手方から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。

2 乙は、この契約の履行のために締結する契約において、第3条第1項及び前項により乙が順守を求められていると同様の内容を規定しなければならない。

3 乙が第1項の報告、届出等を怠ったときは、甲はこの契約を相当な期間を定めて催告の上、解除することができる。当該相手方が報告を怠った場合も同様とする。

4 第3条第2項から第4項までの規定は、前各項の場合に準用する。

【参考：関係法令】

▽地方自治法施行令(抄)

第六十七條の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることはできない。

▽風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(抄)

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた客席における照度を十ルクス以下として営むもの(第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。)
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれを随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技させる営業(前号に該当する営業を除く。)
- 5 この法律において「性風俗関連特殊営業」とは、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業をいう。

▽暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抄)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

※ 最新の法令は、借受申込み前に、ご自身で確認をお願いいたします。

★町田市庁舎への交通アクセス



○電車でお越しの方

小田急線町田駅西口から徒歩約8分。

JR 横浜線町田駅中央口・小田急線連絡口から徒歩約11分。

○バスでお越しの方

「町田市役所 市民ホール前」下車。

○車でお越しの方

町田市役所に併設する立体駐車場をご利用いただけます。

1. 来庁者の方は、駐車券を庁舎内へ必ずお持ち下さい。
2. 用務先の課で駐車券に確認スタンプを押してもらった後、1階総合案内で無料処理を受けてください。
3. 用務終了後は速やかに出庫して下さい。一定の時間を超えると有料になります。

※用務以外の駐車時間は有料になります。



お問合せ

・町田市 財務部 市有財産活用課 財産活用係(市庁舎5階 504窓口)
(土・日・祝日を除く 午前8時30分から午後5時)
電話:042(724)2151(直通) / FAX : 050(3085)5311(直通)

・町田市代表電話 (年中無休 午前7時から午後7時)
電話:042(722)3111 / Eメール : 5656@machida.call-center.jp

・町田市ホームページ
「事業者の方へ」⇒「入札・契約」⇒「市有物件の貸付・売却」⇒「市有物件売却の概要」
⇒「先着順売却」